

申込先 詳細の問い合わせ先

料金の表示のないものは無料です

法律相談・専門家相談などを行っています

対象 ひとり親家庭等の方 申込 電話での予約
場所 ひとり親家庭支援センター(旭町3-115 こうち男女共同参画センター「ソール」2階)

		実施日時	相談時間
法律相談	司法書士	第2木曜日 10時~16時 第3水曜日 10時~16時 (※12時~13時を除く)	約50分
	弁護士	第1木曜日 14時~16時 第4水曜日 10時~12時	約25分

※ひとり親家庭等就業・自立支援センターの名称が、ひとり親家庭支援センターに変わりました。専門家相談の実施日時については、お問い合わせください。
詳しくは、ひとり親家庭支援センター ☎875-2500へ

春の全国交通安全運動(4月6日~15日)

大きなランドセルを背負った新一年生が、元気いっぱいに登下校をする入園・入学シーズンです。子どもの飛び出しや車道へのはみ出しなど、危険な場面の増える季節でもあります。ドライバーの皆さんは、子どもの近くを走行する時は徐行するなど、細心の注意を払い、思いやりのある安全運転を心掛けましょう。また、ご家庭でも、子どもと一緒に通学路や自宅の近くを歩いて、道路の歩き方や渡り方などを確認してください。交通事故を防ぐため、まずは大人自身がしっかりと交通ルールを守り、子ども達に手本を示しましょう。



詳しくは、くらし・交通安全課 ☎823-9487へ

窓口の混雑解消にご協力ください

毎年3月下旬から4月上旬にかけては、多くの方が窓口を利用するため混雑(昨年は最大で2時間以上の待ち時間)が発生します。新型コロナウイルス感染症予防対策の面からも、混雑解消にご協力をお願いします。

混雑解消の新サービス(本庁舎1階)

詳しくは
こちら ▶

▼3月27日(日)、4月3日(日)の住所異動受け付け(要事前予約)

- 本庁舎1階中央窓口センターで、両日とも9時~12時まで対応。予約方法など詳しくはホームページをご覧ください。
- ※直前に戸籍の届け出をした方など、受付できない場合もあります。

▼混雑状況WEB配信・番号呼び出しメール配信(3月22日開始予定)

- 混雑状況や番号の呼び出し状況確認ページ
- 窓口呼び出し番号のお知らせサービス
- ※呼び出し番号が近付くとメールで通知が届くため、混雑時に一旦窓口を離れることができます。

▼転入・転出・転居などを予定する方への書類事前送付

- 来庁前の事前送付サービス
- ※ご希望の方には、事前に書類などを送付します。電話または電子メールでご住所、お名前をお知らせください。

詳しくは、中央窓口センター窓口担当へ
☎821-9406 ✉kc-101300@city.kochi.lg.jp

固定資産台帳を閲覧・縦覧できます

閲覧は自己資産の課税内容を確認できる制度で、縦覧は固定資産税の納税者が縦覧帳簿で他の資産と自己の資産の比較ができる制度です。

日時 4月1日(金)~5月2日(月)(土・日曜日、祝日を除く)9時~17時

場所 資産税課(本庁舎2階)

ほか 令和4年度の納税通知書または本人確認書類(運転免許証等)を持参。代理人は委任状も必要です。なお、納税通知書は4月上旬に送付予定です。

資産税課土地係 ☎823-9426、
資産税課家屋係 ☎823-9425

固定資産税に係る価格に関する審査申し出の特例

令和3年度に土地の固定資産税に係る価格が上昇した土地については、その土地の令和3年度の固定資産税は据え置くこととする特別措置が講じられました。この特別措置が講じられた土地に係る令和3年度の価格に対する審査申し出については、4月1日(金)から、当該土地の令和3年度納税通知書の交付を受けた日から15月を経過する日までの期間(期間の末日が休日の場合はその翌日まで)にできるようにになりました。詳しくは、資産税課土地係までお問い合わせください。

資産税課土地係 ☎823-9426

市外に引越しをする方は住所変更手続きを

進学や就職などで市外に引っ越しをされる方は、特別の理由がない限り、住所変更の手続きが必要です。ご多忙で窓口での手続きができない場合は、郵送でも手続きができます。手続きの詳細は市のホームページをご覧ください。なお、20歳になる前に住所を市外に移したとしても、高知市成人式に出席することができます。

中央窓口センター記録担当 ☎823-9430

国民年金保険料の学生納付特例制度

国民年金保険料の学生納付特例制度とは、20歳以上の学生について、国民年金保険料の納付が猶予され、10年以内であれば追納できる制度です。

対象 本人の前年度所得が、一定額以下の20歳以上の学生(一部対象でない学校・課程あり)。ただし、現在学生でない方でも、申請月の2年1カ月前までに対象となる学校の学生であった期間がある場合は申請できます。

申請の対象期間 ▶申請月の2年1カ月前~令和5年3月分

申請に必要なもの ▶申請期間の在学が確認できる学生証の写し(両面)または在学証明書(原本)、年金手帳または基礎年金番号通知書、本人確認書類またはマイナンバーカード。

申請期間 ▶随時

申請先 ▶国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所

高知東年金事務所 ☎831-4430、高知西年金事務所 ☎875-1717、中央窓口センター国民年金担当 ☎823-9439

ひとり親家庭自立支援給付金のご案内

対象 いずれもひとり親家庭の父母。

自立支援教育訓練給付金 ▶雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座を受講する場合、教育訓練費の一部を支給します。ただし、受講開始前に申請が必要です。

高等職業訓練促進給付金 ▶看護師等の特定の資格を取得するため、養成機関において一定以上のカリキュラムを修業している方に対し、生活費の一部を支給します。課税状況により、支給額が異なります。高等職業訓練修了支援給付金 ▶上記養成機関を修了し、修業開始日と修了日に支給要件(所得制限等)を満たしている場合、修了後に入学時の負担の一部を助成します。課税状況により、支給額が異なります。申し込みは修了日から30日以内。


子育て給付課 ☎823-9447

障害のある方への各種手当のご案内

特別障害者手当 ▶心身に著しく重度の障害があり、常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方(入所の場合も対象となる施設有り)。月額27,300円。

障害児福祉手当 ▶心身に重度の障害があり、日常生活に著しい制限を受ける在宅の20歳未満の方(入所の場合も対象となる施設有り)。月額14,850円。

特別児童扶養手当 ▶心身に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を監護している父母または養育者の方(対象児童が施設に入所または公的障害年金を受給している場合を除く)。月額1級(重度)52,400円、2級(中度)34,900円。

いずれも申請には診断書等が必要です。なお、各手当の障害程度基準に該当しない場合や、受給資格者および扶養義務者の前年所得が一定額以上であるときは、 障がい福祉課HPをご覧ください。

障がい福祉課医療福祉担当 ☎823-9053

防火管理者の選・解任届けは済ませていますか

一定規模の事業所は、防火管理者を選任し、消防計画の作成、定期的な消防訓練の実施等を行う必要があります。防火管理者に変更があった場合には、新たに選任し、最寄りの消防署に選・解任届出書の提出が必要です。届出様式は、市内各消防署にあります。消防局予防課HPでもダウンロードできます。また、昨年同様に防火管理者新規講習(日本防火・防災協会主催)は新型コロナウイルス感染症対策として、定員を減らしての開催となる場合もあります。防火管理者の資格が必要な方は、早めの申し込みをお願いします。

最寄りの消防署または消防局予防課 ☎871-7504

生産緑地指定の事前審査の募集

生産緑地指定の事前審査の申し込みを募集しています。生産緑地に指定されると、30年間の営農を継続することを前提に、固定資産税等税制の特例措置を受けることができます。

対象 市街化区域内に500㎡以上の農地等をお持ちの方

申込 5月13日(金)までに、直接または郵送で。

都市計画課 ☎823-9465

国民生活基礎調査などにご協力

国民生活基礎調査と社会保障・人口問題基本調査が、4月下旬~7月末の間、全国一斉に実施されます。これは厚生労働省が毎年実施する行政の基礎資料となる重要な調査であり、回答内容が統計の目的以外に使用されることは決してありません。調査員証を持った調査員が対象地域を訪問しますので、ご協力をお願いします。

地域保健課 ☎822-0577

はり・きゅう・マッサージュ施術費の助成

対象 ①前年度の国保料を完納した世帯に属する満65歳以上の高知市国保被保険者 ②前年度の保険料を完納した後期高齢者医療被保険者。

助成 1回600円、年度内15回以内。一度の申請で5回分(5枚)の施術券を発行します。本助成の指定を受けている施術所・訪問サービスでの施術に限り利用できます。

申請 年度初回の申請は、保険医療課または地域の窓口センターで行ってください。窓口センターの場合、施術券は後日郵送。2回目以降は保険医療課にて電話で受け付けます。

①保険医療課給付係 ☎823-9359、
②保険医療課後期高齢者医療係 ☎823-9380

募集

お知らせ

講座 & 教室

催し & イベント

募集

お知らせ

講座 & 教室

催し & イベント